

平成 27 年度第 5 回指定管理者選定審査会（概要）

1. 開催日時	平成 27 年 10 月 19 日（月） 午後 2 時から午後 3 時 30 分
2. 開催場所	白井市役所 4 階 会議室 1
3. 出席者 （委員） （事務局）	10 名 岡東会長 松山副会長 山崎委員 中村委員 水島委員 伊藤委員 行政経営改革課 笠井課長 高山主査 元田主査補
4. 傍聴者	0 名
5. 議題	(1) 答申（案）について (2) 提言書に記載する内容について (3) 今後のスケジュールについて
6. 配布資料	資料 1 答申・提言（案） 資料 2 労働条件審査についての提案
7. 議事	以下のとおり
会長	それでは、皆さんおそろいですので、審査会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。 第 5 回審査会ということで、本日は、最終になることを期待して、ぜひ活発な議論を進めていきたいと思ひます。 それでは、審議の前に、前回の会議で、指定管理者候補者に対して指摘しました資料について確認をしたいと思ひます。 お手元に回答文とワーカーズコープ収支計算書、しろい光夢辿の収支計算書等があると思ひます。内容について指摘いただいて、もし特に問題ないよということであれば、了承という形にさせていただきたいと思ひます。 【追加資料について内容を確認したところ、適切であるとして了承した】
会長	それでは、まず答申・提言（案）の決定についてという次第に従ひまして、議論を進めていきたいと思ひます。
事務局	（議題 1 答申（案）の内容及び提言（案）の様式について説明） 【説明趣旨】 答申内容について、答申（案）のとおりで良いか、訂正することがあるかについて議題とした。特にそれぞれの指定管理者候補者の選定理由について、過不足がないか検討いただき、決定いただきたい。 なお、提言については、従来は答申中に提言を含んでいたが、指定管理者候補者の選定という諮問に基づく答申と提言を分けた方が、わかりやすいので、今年度から提言として答申とは別のものとした。本日は、今までの議論の内容を踏まえた、たたき台を用意しているので、たたき台をもとに内容について議題 2 として、議論いただきたい。

会長	ありがとうございました。それでは、事務局の説明に従いまして、指定管理者候補者の選定理由について、何かこの内容でよろしいかどうか、ご議論いただきたいと思います。こういうのを加えたほうが、より選定理由として説得力が増すとか、そういうことであればそういうふうを書いて、これでよろしければ、この案をそのまま採用したいと思います。
〇〇委員	桜台センターの指定管理者候補者として決定するしろい光夢迪の代表社員が亡くなったことについて説明を受けたが、どのように表記をしたら良いか。
事務局	先ほどお伝えしたとおり桜台センターの合同会社しろい光夢迪の代表社員が亡くなったところですが、まだ合同会社の法人登記は、変更していません。 ただ、代表社員は亡くなりましたが、そのまま合同会社で今後も続けていくということで、これから社員で話し合って代表社員を決めていくということです。 それが決定するのが今月中くらいとの話ですので、表記として、このままにしたほうが良いのかについてもご意見があればお願いいたします。
会長	そうですね。
〇〇委員	空欄ですね。まだ代表社員が決まっていないので、今の時点では誰ということも決まりませんので。
会長	これは、議会で議案として出した時にそういう質問が出るかもしれませんね。
事務局	しろい光夢迪指定の議案は、12月議会に上程するので、それまでに登記を直して欲しいと伝えており、それまでには手続きしますとの回答をいただいておりますが、今の時点では、代表社員の決定がされていないため、手続きできていません。
会長	答申書に踏み込んでいいかどうかですね。注記事項で何か加えますか。代表社員築城みゆき氏が逝去されましたと。後任については、合同会社社内で検討中であることについて。
〇〇委員	変更登記終了後、決定するとか何かね、注記でいいのではないですか。
会長	注記か何かで書いておいたほうがいいのかもかもしれませんね。
〇〇委員	そうですね。
会長	1番の下ところに注記を加えたほうがいいのかもかもしれない。死亡の日は、いつだかわかっていますよね。 では、ここに注記を加えていただいて、最終的な文案は事務局にお任せするとい

	うことでよろしいでしょうか。
事務局	はい、わかりました。死亡により代表者が変更することについては、他の事例を踏まえて、文案について対応したいと思います。
〇〇委員	今、〇〇委員からお話があったように、代表社員名に変更があったときには、その名前を訂正しやすぐらいのアバウトな表現にしてもいいですね。
会長	事務局にお任せいたします。
〇〇委員	併せて1点、確認なのですが、そこでやはり代表社員の大きな役割を担っていた部分があるのだと思うのですが、そのことによる戦力ダウンと言ったら言葉悪いですが、そういう点というのは多分考えなくてもいいのかどうか、そのところが少し気になってしまうのですが、このことについては会社から、何か報告はありましたか。
事務局	会社の運営については、桜台センター長さんから話をいただきまして、現在は、臨時的な代表ということでセンター長がしろい光夢迎の責任者となっています。 ただ、代表社員の旦那さんが会社を経営しており、その会社が合同会社に多く出資している社員であること、また、この方が奥さんの遺志を継いでという考えをお持ちのようですので、いずれかが代表になられても大丈夫なようにという対応で進めていくというのは聞いています。
〇〇委員	代表社員が主にマネジメント的な部分をやっていて、現場は現場の役割があって、現場に問題がなければ、築城さんの代わりにマネジメント面の部分だけ、経験のある人が代表に就くということは、法人としてなんら資格に影響が生じないという風に解釈し、審査会としてそのような共通理解として良いのでしょうか。
事務局	伝え聞くところでは、代表社員の旦那さんが、奥さんの遺志を継いでマネジメントをやっていくけれども現場は引き続き今のメンバーにお願いしたいというようなご意向のようです。
〇〇委員	そういうことであれば、継続した安定した運営ができているという考え方をして良いということだろうか。
会長	審査会として、それについて議論をして、継続してやっていけるという判断をしたというふうに加えたほうがよろしければ加えますけれども、審査については、法人として審査をしておりますし、継続性があるということについての報告もありますので、そこまで表記する必要はないと考えます。

〇〇委員	答申の文中に加える必要はないけれども、やはり状況の変更があったので、審議会として確認はしたということで認識をしていただければと思うのですが。
会長	そうですね。では、今回の記録をきちんと残したうえで、何も知らないで何か審査したみたいなことになると、問題がありますので、議論をしたうえで、問題がないと判断したということにしておきたいと考えますが、ご意見がありますか。 【異議なし】
会長	それでは、会議録に記載をよろしくお願いいたします。 そのほか、指定管理者の候補者の選定理由についてはいかがですか。手短かに書くとなると、この程度の表現でしかないと思うのです。あんまりいろいろ書くと、かえって逆に選定理由が不鮮明になるかもしれませんので。皆さん、特にご異議なければこれで。審査会としては、案として了承したということによろしいでしょうか。 【異議なし】
会長	それでは、議題１は以上とし、答申については、しろい光夢辿の表記を加えて、内容についてはそのまま決定とします。なお、表記については事務局に一任ということとします。 次に議題２についてですが、白井市の指定管理者に対する労働環境の整備についての提案について、前回の会議で検討することを決めましたが、そのことについて、副会長から情報提供をお願いします。
事務局	もし問題がなければ、提言書の様式や記載する内容のたたき台を一度締めさせていただきますして、大枠について説明をしたうえで、各論として、副会長から、労働環境の整備について情報提供をいただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。
会長	では、事務局から説明をお願いします。
事務局	(提言書の様式について説明)
事務局	前回事務局から、皆さまから許可を得て、副会長から、現状の制度について情報提供をいただきたいことをお伝えさせていただきました。この流れで情報をいただいた方が良いでしょうか。
会長	そうですね。副会長からこの資料について、まずご報告いただいて、それを踏まえて、情報共有した後、提言について議論に入りたいと思います。 副会長のほうに、この資料２のモニタリング評価の労働条件点検について、概要

	など説明願います。
副会長	資料2について、説明
会長	それでは、副会長からご丁寧な報告、内容ありました。この件に関しまして、質疑応答を経て議論をしたいと思います。各委員の方、お気づきの点がありましたら、問題提起をしていただきたいと思います。
〇〇委員	これは、労働条件審査が必要だということなのですね。
副会長	ええ。今までの白井市における評価とか、点検もやられておりますけれども、まだまだちょっと十分ではないというふうに考えます。
〇〇委員	指定管理者は一応人を雇っていますよね。雇っているということは、やはり最低限労働基準法を守りながら経営されると思うのですよ。だから、この労働条件審査をあえてやらなくても通っているのが現状なんじゃないでしょうか。資料の最後に、市区町村の労働条件審査をやったのが羅列してありますが、まだ日本全国で言う何千ある市町村にわずかなものですよ。
副会長	そうですね。
〇〇委員	これが法律などで強制されるなら別だけれども、これは、行政としてはどういうふうに考えているのか。その辺は、僕は勉強不足なのでわからないのですけれども、どうなのでしょうかね。
副会長	このことについては、認識というか意識の高い自治体、特に市長がそういうことに対して問題意識を持っていらっしゃるところは、やっぱり導入されているケースが多いです。 労働基準法が守られているかという、実際には、先ほど申しましたように、例えば、育児介護休業法なども法律自体が毎年変わっています。それがきちっと最新の中身で整備されているかとなると、十分なところはほとんどない、大企業は別として、特に中小企業の場合には、そんなに十分ではないというふうに思います。
〇〇委員	僕が仕事上、付き合いしているところは、中小の中じゃなくて、本当に零細企業ばかりなのです。だから、とてもじゃないけれどもね、この労働条件審査を受けていて、堂々と労働基準局と闘えるような姿勢を持てばいいんだろうけれども、それについては、社会保険労務士に報酬を払えるような規模でもないと考えます。 僕が関与している百数十社ありますけれども、社会保険労務士さんに顧問契約しているのは何社もないです、というのが現状です。だから、特に今回、ひとり親方とかね、それから本当に二、三人でも法人組織だと社会保険に入れというふうに強

	制的な文章が今来ているのです。 それで今、法人から個人にしようかという話になっていると同時に、そんなに社会保険料が負担になると、人余りでね、人を採用しなくちゃなんないと言っていたのが、逆行するような今現状にあるように僕は感じているのです。どういうものでしょうか。労働条件審査を指定管理者の事業主の皆さんがどうとらえるかですよ。
副会長	労働条件審査って名称がちょっと固いのですけれども、実際には、そういった中身を確認させていただいて、今後の改善につなげるということを中心にやっているところが多いですね。 それによってやっぱり従業員さんの満足度なりも変わってきますので。だから、これが法律に違反しているから、即見直せとかというふうな、そういった指導にはならないですね。
〇〇委員	それであれば、この労働条件審査を応募の条件にしたらどうでしょうかね。何年か先の応募条件に加えるというのは。
副会長	自治体によっては、そういう条件でやっているところもあります。
〇〇委員	そうですね。そうすれば、この問題は簡単にクリアできますよね。
事務局	この労働条件審査については、既に市に提言されて数年経っていることもあり、市としては、きちんと検討していきたいと考えています。 副会長にお伺いしますが、今回応募条件にしたらどうかという〇〇委員さんのお話に関係するのですが、自治体と社会保険労務士会が契約を結ぶのが、労働条件審査であると理解しておりますが、応募条件とした場合、団体と社会保険労務士会が契約を結ぶこととなりますが、この場合も労働条件審査を実施しているという扱いとして認めていただけるのでしょうか。
副会長	労働条件審査かという、少し異議があります。あくまでも、契約自体は社会保険労務士会と市の間で行われるということです。実際の調査自体は、その対象事業者に対して行うわけです。
事務局	労働条件審査に準ずる適正なところが、指定管理者の候補者に手を挙げる条件ですよということは、労働条件審査を受けているというふうにはならないかもしれないですけども、その場合は準ずるという位置づけということとして良いでしょうか。
〇〇委員	そうですね。3年に1回、5年に1回と任期ありますからね。そのたびにやってもらおうと。もし負担になるようであれば、決まってから実施するということも考え

	られるかもしれません。
事務局	やることを条件に手を挙げてもらうという話ですね。
〇〇委員	そういうことですね。
〇〇委員	ただ、業務遂行上の運用状況を確認するという市の責務の中でやりましょうという話になってくると、これは元々が公契約からのスタートになっているので、向きにきちんと、契約主体が市にならないと、その部分ではクリアしない話なので少し問題がありますね。 確かにどちらかの方法でも、労働者の部分の権利なり何なりがきちんと保護されているかどうかという確認自体はどちらかの方法でも多分できるのかとは思うのですけれども。
副会長	そうですね、労働条件審査を条件にして、それをクリアした団体が応募できるというようにするにしても、市がそこに介在していかないと、労働条件審査とは言いづらいかもしれませんね。社会保険労務士会と業者という関係は、調査するという関係だけであって、あくまでも契約自体は市との契約になるのですね。
〇〇委員	もう一つ効果としては、改善という部分があるので、即時改善という部分でいうと、3年に1度ぐらいが概ねできるでしょうというご説明があったと思うのです。やはり、契約が5年ぐらいになって、中間年でやるような流れを組まないと、コストパフォーマンス的な部分と実効性の部分でやはり望ましくないのかなと考えます。3年で1度受けただけだと、次期指定管理への委員会への反映という部分の効果は期待できるけれども、即時改善という部分の効果ってなかなか期待できなくなってしまうのではないかなあ、3年だと。
副会長	ですから、審査を行った後に、そういった改善提案という形を出させていただきます。それが、例えば即改善できるものと、あるいは何年かかかってやる必要があると思うのですよね。
〇〇委員	そうすると契約期間満了してしまいますよね。その法人についていうと。
事務局	はい、そうですね。
〇〇委員	その効果なり何なりをどこで求めるかという話になると、やはり契約期間がある程度長く、板橋区のように5年で中間年見て、残り2年をきちんと改善した方法でやりなさいよというようなところですね。 ですから、提言として、課題として一つもらっていますが、指定期間3年じゃなくて5年にしなさいよという提言がとある意味ではセットになってきた形でない

	と、なかなか実効性的な部分とコストパフォーマンス的な部分も有利なときには、なかなか効果が出てこないので、提案としては、セットみたいなほうがいいのかという気はしますね。
副会長	あとは、指定管理者自体がやっぱり今後固定化してくるような感じになってきていますよね。ですから、よりそういった労働環境についても、確認が必要になってくるのかなというふうに私も思っています。
会長	1 社が複数のところを受けていたときには、1 カ所でいいよというような条件になっていますから、場合によっては継続してやって、労働条件が極端に変わらなければ、次のときには、場合によったら条件変わるまでそのままでいいということもあり得ることですよ。
副会長	そうですね、それは十分あり得ます。ですから、市によっては、ここだけやってくれとかって指定してやる場合もあるのです。一律的に全部やるということではなくて、ここはちょっと怪しいのでやってくれとかっていうふうな自治体もありますね。
事務局	県内の事例としてですが、市川市は指定管理者については対象としていませんので、実施しておらず、県内だと流山市が実施しているということです。流山市に確認したところ、2 年未満のところは先ほどお話ありましたように実施していないそうです。5 年のところが中間年の 3 年目に実施しているそうです。 そのほか同じ事業所さんでいくつかの指定管理者となっているものについては、1 カ所でやればいいということと、あと社会福祉協議会などの準公共的なところについては実施していないというようなことがあって、本当の民間のところでは 5 年以上のものの中間年度に実施していることです。 例えば白井市に置き換えると、ワーカーズコープさんが 3 団体やっていて、しろい光夢辿さんが 2 団体やっているので、そこは 1 カ所だけでいいよというような形でやっているというふうに聞きました。 結果についてですが、やはり先ほどもお話にあったように、大きい事業者はもうある程度達成できるのだけれども、小さいところについては知らなかったというのが多いので、そのことについて勉強の機会になるのでいいのではないかと思います。流山市が去年初めて 2 施設を実施した感想だそうです。
副会長	市川市の事例では、事業所さんなんかは、逆にこういうのをやっていただいてよかったという、かえって感謝されるケースもあります。実際問題として、事業主さんで、労働法に詳しい方というのは余りいらっしゃらないものですから。
〇〇委員	詳しくないですよ、確かに。

会長	評価ということですよ。具体的にどういう表現になるのですか。審査をしますよね。結論として、どういう表現になるのですか。例えば、5段階評価みたいにしてやるのか。
副会長	いや、もうそれは個別の事案ごとですから、文章化して報告していきます。
会長	総合評価みたいなことはなさない。
副会長	それはしないですね。個々の具体的な項目ごとに、この概要の中身で沿ってやっていくという形です。
会長	なるほど。その判断はそうしますと、社会保険労務士会から出てきますよね。
副会長	改善計画書が出ますので。
会長	それで、やっぱり相当改善が多いねというところがありますか。
副会長	それはあります。
会長	その辺の判断が、もしきちんとするのであれば、審査会のほうも審査においては、そちらのほうの答申の評価を尊重して審査すれば、審査の手続が省略されますよね。 それと、さきほど応募条件をエントリーにするかどうかについては、例えば、労務審査を受けることが望ましいと。指定管理者に指定された場合は3年目に受けていただきますとか、そういう感じでアナウンスしておいたほうが、良いのではないのでしょうか。というのも、最初から受検済みでないとだめだというと、ちょっと何か厳しいような気がします。望ましいというような形で、応募される方はそれを受けてくださいのほうがいいような気がします。
〇〇委員	市が規定期間中にモニタリングなどをやるわけでしょう。そのときに重点的にこの案件について目を通すとか、注意して読み解くとか、そういうふうにすれば、わざわざ実施しなくてもできるのではないですか。
会長	ただ、行政の立場から見たら、これはやっぱりやっておいたほうがいいですよ。やっぱりちゃんとそれはきちんとやってきているのですよと。行政マンといっても、全てスーパーマンじゃないから、そこはちゃんと専門家を使ったほうがいいと思います。
〇〇委員	実際問題なにか問題があったとしても、基本的には行政の責任はないですよ。だって、事業というのは事業主の責任でしょう。労働基準法違反にしろ何にしろ、

	わからなかったということは、本質的には市の責任、行政の責任ではないと思いますよ。
会長	でも、そのような団体を結果的に指定したということはやっぱり結果責任が問われると考えます。
〇〇委員	そうでしょうか。
会長	やはり、それは何でそんなところ指定したのだという話は出てくると思います。
〇〇委員	帳簿上では、書類上では適正であって、審査委員がわからなかっただけであってということもあり得るのですね。
会長	ありますけれども。それで通りますかね。
〇〇委員	事業主責任じゃないですか。基本的に企業というのは。
〇〇委員	本来はそうなのでしょうけれど、今はそうは行かなくて、公契約条例がまさにそれなのですよ。発注側がをきちんとその分を確認するという条例となっています。これは、そこを市がちゃんとチェックしますよというふうな形でスタンスを示した場合については、そのチェックが市のほうの役割として負ってしまう。 だから、逆に言うと、一律にそういったきちんとした義務を負うのであれば、それは条例の個々の段階じゃなく、市の扱いで異なる扱いじゃなく、どこそこの業者だって県内どこの市の仕事だって受けるわけですから、どこへ行っても同じような扱いが受けられる、やはり法律なり何なりできちんと一律の扱いをしてほしいというのが、先ほど説明のあった法律の制定を求める決議というのは、そういう形で多分出てきている流れだと思います。
会長	〇〇委員、ご意見いかがですか、この件に関して。
〇〇委員	そうですね。今のお話ですと、やっぱりこの仕様書を見ながら、こんなにいっぱい内容から、これだけの人数なり時間で、全てをきちんとできるわけがないというのがあります。ですから、専門家により、「これはちょっと本当に大丈夫ですか」というチェックはしていかなきゃいけないのかな。という気がしますよね。
〇〇委員	一つの方法としては、この審査会のほうで労働条件についてのきちんとした申し出を別項目として受けてもらって、社会保険労務士にその旨の審査を預けるという方法も多分一つはあるのかなという気はしますね。 それは、市の一部であるこの審査会の委任を受けてやるというやり方も場合によってはありなのかなという気はしますよね。

	だから、どこでやるかという業務の形態を確認する途中の段階でやるというのが、この今中間年でやるやり方だし、さっき言ったような資格なり何なりということで、入り口のところで見る見方も場合によってはできるのかなということですね。 ただ、考え方によっては、先ほど言いましたように公契約という話になると、市のほうの発注契約そのものにかかわってくる部分があるので、その扱いによっては、そうしたら全部やりなさいよという流れの方向に行く可能性もあると思います。
副会長	それは条件つけて、例えば契約金額 5,000 万円以上とか、そういった条件をつけてやっているところが多いですね。全部一律にやるというのはまず無理ですね、実態としては。
会長	他のご意見ございますか。それでは、この問題、労働条件審査について、少し集約というか、意見の集約を図っていきたいと思います。 個人的には、応募条件に定めるということは、ますます応募者が減ってくることになりますので、労働条件審査を受けている事業者のほう望ましいということにして、労働条件の法令順守について、白井市は指定管理者に指定するために重視していますよということをアナウンスする意味で審査基準などに入れるにとどめておいて、実際の実施となるとやっぱり 3 年目がいいのではないかと考えます。
副会長	そうですね、2 年目とかでもあり得ると思いますけれどもね。
会長	2 年目ぐらいがいいかもしれませんけれどもね、何か。あるいは、1 年目というのはあり得ないですか。
副会長	1 年目もあり得ますよね。かえって最初にやったほうが、その効果はより継続できる。
会長	いきなり、このようなものが指定管理者になって途端にそれが急に出てきても困るので、募集段階であらかじめアナウンスしておいて、指定管理者に指定された場合は、1 年目に労働条件審査を受けていただきます。というようなことの方がいいと思うのですよね。 この費用はもちろん市で持つのですよね。本来なら行政の仕事の一部を専門家から情報を買うということだから、負担していただいていいですよ。 では、我々の審査会の提言では、そういう方向でよろしいですか。
副会長	提言（案）として、そういう形で。あとは、市のほうで今後検討していただくということで。
事務局	そうですね。皆さんのもう一つの役割というのは、皆さんのほうでいろいろな意

	見を述べて、改善点を市長に言うことができますので、そこは、だから提言という形でつけさせていただきます。
会長	そうすると、先ほど〇〇委員からお話もありましたように5年というのがありましたよね。 やはりこの5年ということについても提言しておきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。 いや、あるいは3年でいいのだとかというご意見もあると思います。 ただ、さきほど〇〇委員からお話のありましたようにやはり長期のほうが先ほどの労働条件審査との整合性からいってもいいのかと思います。 実際問題として、3年ごとにやるのに、何でこんなになって話もあると思いますので、やはり5年。来年度の審査から5年を原則として実施していただくということで、よろしいでしょうか。
〇〇委員	特別な事情を除いてということですよ。
会長	よろしいですか。その件につきましては。
事務局	まず、今まで提言として出されていることとして、提言1として、審査方法の簡素化というのがありますよね。 次に今お話しがありました提言2として、指定管理期間ということがあります。 そして、提言3が基準の見直しがありますので、それについて、提言4として労働条件審査の導入ということでよろしいですか。
会長	それに関連してですが、たたき台としては、提言1の審査方法について、非公募施設の選定については、審査会による審査が限定されてしまい、審査の必要性は少ないのではないか。ということが、案として出されていますけれども、私は個人的には、非公募施設であってもやはり審査はやったほうがいいのではないかと考えています。 なぜかという、やっぱり透明性といいますか、ちゃんと審査しましたよということを担保する意味と、指定管理者のほうも審査がないとなると、やはり規律が緩むと思います。規律を求めるという意味でも、こういった審査をやったほうがいいのではないかと私は思うのです。この提言1の中の2番目のことについて今申し上げたのですけれども、皆様のご意見いかがでしょうか。
副会長	私も、審査としてはやっぱりやったほうがいいというふうには思います。
会長	よろしいでしょうか。やったほうがいいということで。
〇〇委員	いいですよ。

会長	議会とは関係ないのだけれども、先ほどの非公募施設では、障害をお持ちの方の父兄から、管理者を変更するなという意見書が出たという話がありましたよね。 あれはちょっと、やっぱり余りにもエモーショナルなので、それはそれとして尊重すべきだけれども、やっぱり審査会としては、ちゃんと審査することによって責任を果たすと思いますが、いかがでしょうか。
〇〇委員	それは今やっているのだから、あえてそれは、やるのを継続するのだから書かなくてもいいということですよね。
会長	なるほど、そういうことです。新たに提言に加える必要もないと。
〇〇委員	わざわざ書かない。変更伴わないのだから、要らないですよという確認だけです。
会長	そうですね。そうすると、そのついでじゃないのですけれども、提言1の上のほうにありますが、「審査資料が多く、また見づらいため、複数の応募者があったときに、委員の審査の負担が大きい。」これは事実なのでぜひ改善していただきたいと思います。
事務局	委員の審査の負担が大きいので、審査資料を少なくするのか、改善の方法としては、そのひっくり返った言葉が入ったという形で表現するということによろしいでしょうか。
会長	あるいは、委員の審査の負担が大きいというのはあんまり出されなくても、本当は審査の負担は大きいだけれども、それはあんまり言いたくないので、やっぱり審査資料をわかりやすく、具体的にというほうがいいかもしれません。
〇〇委員	複数の応募者があったときに、審査資料が多くまとめづらいため簡素化に努められたいとか、努めていただければとか、そんな感じかな。
会長	審査方法については、以上3点。先ほど〇〇委員からご指摘がありましたように、あえて、これは提言もう既にやっているの、そのまま継続するということですね。そういう理解ですね。3番目は5年間で望ましいということを提言したい。 それからちょっと飛びますけれども、提言3のほうは、先ほどのとおり導入するのが望ましいということと、初年度から実施していただきたいというようなことを異議なしと思います。
事務局	確認ですが、初年度に実施ということで良いですか。

会長	初年度から。だから、事前に応募要領の中に指定管理者に指定されましたら、労働条件審査を受けていただきますと、それは初年度に実施しますと。そういう感じの文言が入ればいいのかと思うのです。費用は白井市が負担しますと。
事務局	了解しました。確認ですが、これについて細かい文書の手直しはさせていただきますので、今日は会議が最後の会議ですので、この文書の最終的な案については、皆さんのメールなどで確認していただくということでよろしいでしょうか。
会長	それで結構だと思います。 そのほか、提言 2 として、類似施設の運営実績の審査基準については廃止すべきであるという一つの見方が示されていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。
〇〇委員	廃止すべきとなっていますが、類似施設を運営しているかどうかというのは、実際、私たちも知りたいところだと思うのですよね。 だから、廃止という形ではなくて、類似団体を運営していないと、0 点になるというのが問題なので、その辺の点数配分を変えたほうがいいと思いました。 類似施設を運営しているかどうかというのは、すごく大事なことだと思うのです。ただ、点数配分が 0 点かそうでないかという、それがちょっと、配点差が大きいような気がします。あとは、類似施設だけじゃなくて、何かほかのものと、抱き合わせて見るという方法もありますよね。
事務局	例えば、5 点満点にするとかで配点を小さくするということも考えられますね。
〇〇委員	なおかつ類似施設にしないで指定管理の実績があるかどうかということもできるよね。
〇〇委員	知ってはおきたいけれども、0 点と 10 点の差というふうな、そういうものではちょっと評価してほしくないと思います。
副会長	評価点数の見直しですね。
会長	それ以外になにかありますか。
〇〇委員	審査方法ではないのですが、1 回目の会議が持たれるときに、全施設ごとにモニタリングをしますよね。でも、今年はこの 3 施設だけの審査をするといった場合に、関係のないところ、関係のないと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、それを仮に毎年聞いていても、自分たちが審査をするのに影響がない施設だったりしたら、最初から、1 回目の審査って、何にもわからないで皆さん入ってくるじゃないですか。

	そういうときに、全ての施設について言われても、果たして何のあれが皆さんの印象に残っているのかというのがちょっと疑問です。 私も1期目はそんなものだと思ってやったのですけれども、2期目に入って、やっぱりこれってどうかなと思います。 それを聞くのだったら、今年審査する分をもう少し詳しく聞かせていただいたほうがいいのかと思います。
事務局	審査の下準備というか、審査するに当たって、情報を得るためのモニタリングの報告というよりも、施設の報告という形がわかりやすいということでしょうか。
〇〇委員	ただ、毎年各課の方たちと事業者さんとの、1年間のあの資料自体はきっちり毎年つくらないといけないと思うのですけれども、審査会として、1回目の会議で、それをどの程度聞く必要というか、聞く必要と言ったらおかしいのですけれども、もうちょっと簡素化してもいいと思います。
副会長	やっぱり、私も2回目だから。そういうふうに感じるのです。ただ、初めての方はどういうふうな印象持たれたのか。例えば、今回3施設ですけれども、ほかの施設がどうなっているのかという、そういう比較をするためにも、あれは情報としてあったほうがいいのかという感じもするのですけれどもね。
〇〇委員	情報として手元にあっていいかもしれませんが、報告を受けるのは今年の分とか、何かもうちょっと何だろう、私たちの気持ちがそこに向くようにしたほうがいいのではないかなと思うのですね。あっちこっち散乱しないで、どうですかね。
会長	むしろ、あれは資料としていただいて、この辺が去年と変わったよとか、もちろん事務局がコンパクトに説明して下さったほうが情報として意味があるのかな。
〇〇委員	そうなのですよ。情報としては必要ですよ。
事務局	審査会の役割というのは選定ですよ。まず、選定することと取り消しができることと、あとその他市長に意見を述べることなので、ですから、そうやって見れば、選定の部分だけしたら、次年度選定するための結果を知りたいだけですよ。
〇〇委員	公の施設の管理について、問題があるとは言わないけれども、評価の悪かった部分だけをピックアップして説明を受けて、その分について改善の必要があるかないかを議論するとかということで、絞ったほうがいいのかということですね。 今のやり方だと、職員がモニタリングなり何なりで毎年チェックかけたものをうちのほうへ報告を受けて、うちのほうがそれについてお墨つきを与える、お墨つきと言ったら変だけれども、それについて意見を述べるという形で、施設の管理についての評価というものを完結させていると思うのだけれども、全部丸のやつも含め

	て全部説明聞いてあれでやるのだったら、B評価、C評価についてとかという部分だけを抜き書きしてもらったほうが、逆に言うと、ボリュームも小さくなるし、そのほかの資料は資料でついていてもいいのかなと、その辺はちょっとやり方そのものを考えてもらえれば、別なやり方が違うのかなという気がするのです。
会長	そうですね。
事務局	この審査会は、あくまでも、選定をすることと取り消しをすることですから、今〇〇委員さんが言ったように、本当に取り消しに値するような部分だけここで審議をすると、それでもいいと思うのですよね。
〇〇委員	そうですね。
会長	そうですね。
事務局	そうすると、事務の簡素化にもなるのです。わざわざ 19 施設の担当者ここに呼んで説明させるよりも、本当にCとか、Dランクですね、それだけの施設を担当する担当者に来てもらって、これが本当に今後取り消すのか、継続するのかということを審議するという事で良いですか。
会長	それがいいですね。職員の方も負担軽減になるし。
事務局	そうですね。ただ、これは事務の改善ですから、提言書に書かないで、やり方として残しましょう。
会長	それでは、以上でよろしいでしょうか。今まで議論しましたことを、こういうふうな結論でよろしいですね。 この意見を我々としては提言書に盛り込んでいただくと、織り込んでいただくということにしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 本日のまとめとしますと、答申書については、議題 1 で既に了解をいただきましたので、備考欄に書き足しをさせていただきます。 それと議題 2 の提言については、今の意見をまとめて、もう一度この様式で、メールで皆さんにご意見をいただきます。 そのうえで、答申書と提言書を一度に市長のほうに提出するという事でよろしいでしょうか。
会長	そうですね。あとは事務局にお願いいたします。では、実質的な議論はこれで終了としてよろしいですか。

事務局	はい。議題 3 として今後の予定について説明させていただきます。 【説明趣旨】 ● 来年度は 5 施設の指定管理者の選定を予定しており、第 1 回会議を 4 月ごろに開催を予定。 (市民プール・公民センター・駅前センター・白井コミュニティセンター、富士センター) ● 2 月ごろに日程調整を予定。特に変更がなければ、月曜日の午後を想定
会長	最後に、私が一言ご挨拶して終わりにさせていただきます。 審査会も無事終わりました、どうもありがとうございました。 6 月ごろに突然笠井課長から電話があつて、先ほど〇〇委員のおっしゃったように「何のことですか」と尋ねたところ、その場で、委員を受けることとなりました。 いずれにしましても、皆様のご協力で滞りなく審査会の役割を終わったと思います。どうも皆様ありがとうございました。 午後 3 時 30 分 閉会